

2009 年度第 6 回「ロシア政治・外交」自主講座

「現代ロシア政治: 選挙監視活動を通じて」

1. ロシアにおける選挙監視

1.1. ロシアの法律に基づく実施

1.1.1. 選挙監視の実施主体

- ①監視員<国内監視員>наблюдатели: 候補者あるいは政党が指名した監視員
- ②外国(国際)監視員 иностранные (международные) наблюдатели: 国際機関、外国政府、国外団体等が派遣した監視員

1.1.2. 主要関連法

- ①国内監視員: 大統領選挙法¹第 23 条、国家会議選挙法²第 30 条
- ②外国(国際)監視員: 大統領選挙法第 24 条、国家会議選挙法第 31 条

1.2. 外国(国際)監視員のおもな権利

- ①候補者、政党・社会団体等の代表者、国内監視員等と面会できる。
- ②選挙委員会を訪問することができ、選挙委員と面談し、また資料等の閲覧・提供を受けることができる。
- ③投票日前に任意の投票所その他を訪問し、投票の準備状況等を視察できる。
- ④投票日に、任意の投票所において、投票および開票に立ち会うことができる。
- ⑤投票終了後に、選挙法、選挙過程、選挙結果等についての意見表明・記者会見等を実施することができる。

1.3. 外国(国際)監視員の経験

1995 年 12 月 ロシア国家会議選挙(日本政府<総務省所管の中央選挙管理委員会>の選挙監視団

¹ 2003 年 1 月 10 日付「ロシア連邦大統領選挙についての連邦法」第 19 号。なお、同法は、その後、2005 年 7 月 21 日付第 93 号、2006 年 7 月 12 日付第 106 号、2006 年 7 月 12 日付第 107 号、2006 年 7 月 25 日付第 128 号、2006 年 12 月 30 日付第 274 号、2007 年 4 月 26 日付第 64 号、2007 年 7 月 24 日付第 211 号、2007 年 7 月 24 日付第 214 号、2009 年 2 月 9 日付第 3 号、2009 年 5 月 12 日付第 94 号、2009 年 6 月 3 日付第 108 号、2009 年 7 月 19 日付第 203 号により修正・補足されている。

² 2005 年 5 月 18 日付「ロシア連邦・連邦議会国家会議議員選挙についての連邦法」第 106 号。なお、同法は、その後、2006 年 7 月 12 日付連邦法第 106 号、2006 年 7 月 12 日付連邦法第 107 号、2006 年 7 月 25 日付連邦法第 128 号、2006 年 12 月 30 日付連邦法第 274 号、2007 年 4 月 26 日付連邦法第 64 号、2007 年 7 月 21 日付連邦法第 188 号、2007 年 7 月 24 日付連邦法第 211 号、2007 年 4 月 26 日付連邦法第 214 号、2009 年 2 月 9 日付連邦法第 3 号、2009 年 5 月 12 日付連邦法第 94 号、2009 年 6 月 3 日付連邦法第 108 号、2009 年 7 月 19 日付連邦法第 196 号、2009 年 7 月 19 日付連邦法第 203 号により修正・補足されている。

	の一員として)
1996 年 6 月	ロシア大統領選挙 (同上)
1999 年 12 月	ロシア国家会議選挙 (同上)
2004 年 12 月	ウクライナ大統領選挙再投票 (ODIHR の国際選挙監視団の一員として)
2007 年 12 月	ロシア国家会議選挙 (日本政府〈総務省所管の中央選挙管理委員会〉の選挙監視団の一員として)
2008 年 3 月	ロシア大統領選挙 (同上)

1.4. 国際選挙監視の意味

- ①選挙法、選挙過程、投開票の実施・運営などについて、勧告・改善提案・問題点の指摘等を行うことを通じて、直接に、「民主化」や人権擁護に貢献することができる。
- ②政治過程、選挙制度、国民の政治意識等を対象とするフィールドワークの貴重な機会であり、政治研究に資することができる。

1.5. ロシアにおける選挙監視の着眼点

1.5.1. 客観的観察

- ①国民は事前の情報をどのように受取り、どのように判断しているか。
マスメディア (インターネットを含む)、公報、政党の活動
- ②投票に際しては自分で決めているか、誰かにアドバイスを求めているか、投票の秘密ということを理解しているか。
投票所での観察
- ③選挙委員や国民の知識や態度に問題はないか。
投票所での選挙委員に対する質問、および選挙委員や国民の行動・態度の観察

1.5.2. 時系列的比較

- ①選挙委員会や国民の意識がどのように変化してきたのか。
義務から権利へ
集団への依存から自立的判断へ
- ②選挙委員会や国民が選挙にどのように慣れてきたのか。
混乱から秩序へ
義務意識の裏返しとしての政党・候補者に対する無関心から政党・候補者に対する関心へ
- ③選挙の運営が技術的に改善されてきているか。

2. ロシアにおける国際選挙監視の政治性

2.1. 「権威主義体制」・「強権的体質」批判の材料

- ①「監視」という日本語のマイナス・イメージ
- ②嫌露国家におけるメディア等での批判キャンペーン
主として、政権による選挙違反 (政党・個人の参加 [被選挙権行使] への圧力、政党・候補者に

対する圧力、投票率、投票結果の捏造等）に対する批判

③ロシア政府と ODIHR との対立

2.2. ロシア政府と ODIHR との対立

2.2.1. ODIHR とは何か

ODIHR とは、欧州安全保障協力機構(The Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE)の下部組織である民主制度人権事務所(Office for Democratic Institutions and Human Rights)のことで、ロシアを含む旧ソ連各地域で積極的に選挙監視を実施してきた国際機関。

2.2.2. ロシア政府と ODIHR との対立の要因

①ODIHR による批判は、メディアによる批判よりも権威・影響力があり、その批判がメディアの引用報道により拡大・増幅されることに対するロシア政権側の警戒

②ODIHRの原理主義グループ³による「民主化」基準の機械的な適用

そもそも選挙制度は国により多様であり、選挙法による自由と規制のバランスはその国の選挙制度以外の諸制度や政治文化のあり方に規定されていると考えられるので、統一的な基準や自国の基準を機械的に適用することには無理がある⁴。

③ODIHRの原理主義グループおよび嫌露・反露グループ⁵等による内政干渉

影響力の強い国際機関・外国の団体・外国人が、一部の選挙違反や偽造・捏造の疑いを取り上げて、「民主主義」を云々することは、度が過ぎれば、内政干渉として当該国の政府等から非難されることになる。

④ODIHR のダブルスタンダード

ウクライナ、グルジア等での親米・親西欧・反露政権の成立に際しては、選挙違反等について不問。

ウクライナのユーシェンコ政権、グルジアのサーカシヴィリ政権がロシアに比べて「民主的」であるわけではない。

2.2.3. ODIHR による 2007 年国家会議選挙に対する選挙監視の不参加問題

①直接的な原因

ロシア中央選挙委員会による招聘期間の開始が投票日 1 週間前で、招聘人数も 70 名であったため、ODIHR は、監視期間が短すぎ、また監視員数も少なすぎるので、適正な監視活動ができないと

³ そうしたグループの存在は、2004 年 12 月のウクライナ大統領選挙の選挙監視の際の直接的な知見、ロシアの選挙に関する報道等で報じられる ODIHR の言動に基づく推測であり、実証的な方法によって確認されたものではない。

⁴ 例えば、日本の選挙制度は、選挙運動の自由・選挙運動期間中の人権（集会・言論の自由）に対する大幅な制限があり、また投票用紙交付の際に本人確認がなく、投票が記名式であることを含め、障害者その他の民族的・言語的マイノリティーに対する配慮がほとんど存在しないこと等、先進国における選挙制度のなかでは、かなり後進的あるいは特殊であると考えられるが、国内的にはあまり問題視されていない。また 2001 年の米国の大統領選挙では「えくぼ票」が問題となったが、これも特殊米国的な投票制度ゆえに生じた奇妙な問題であった。

⁵ 注 3 に同じ。

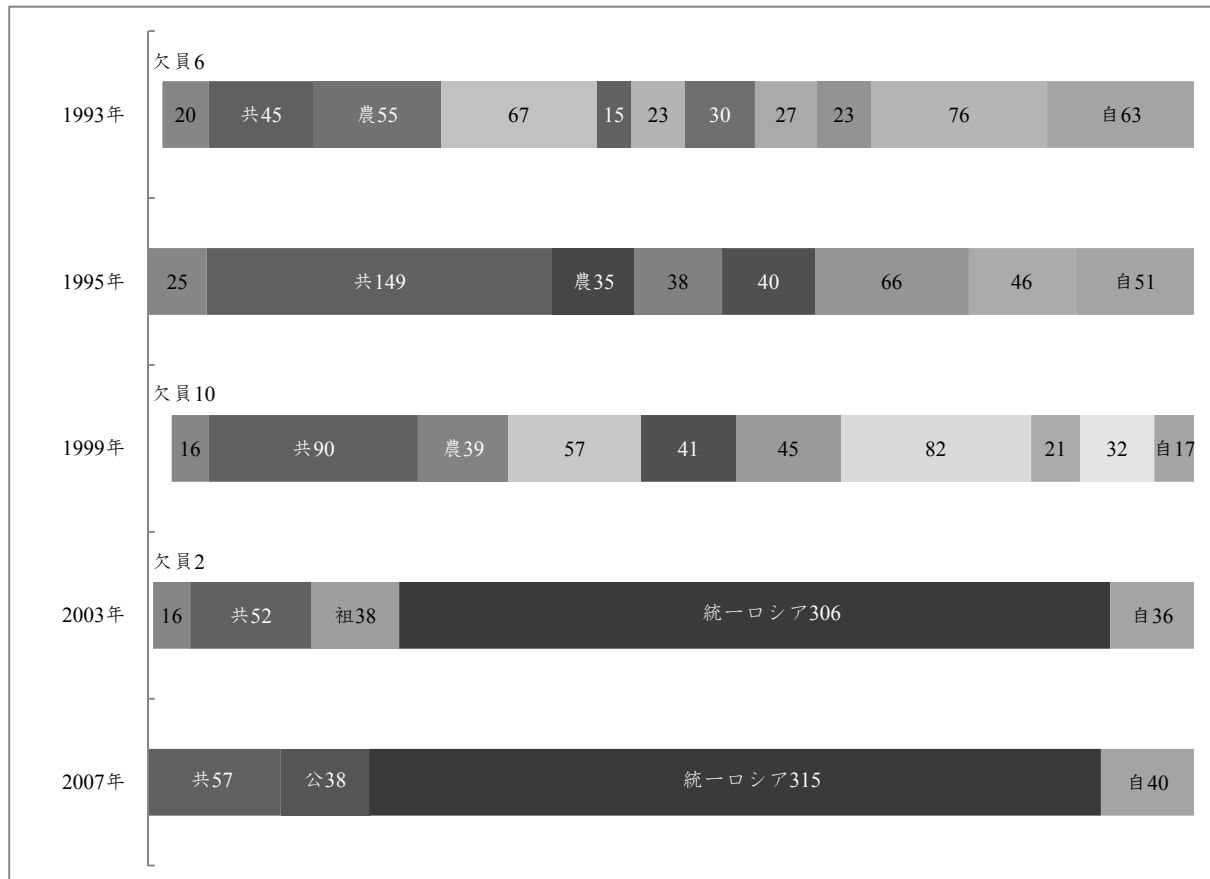
主張し、選挙監視団の派遣そのものを取り消した。

②ODIHR の「ためにする議論」

選挙監視を実施しようとする者も、ロシア中央選挙委員会による招聘（招待ビザ）なく、観光ビザで任意の時期に入国が可能（筆者の観光ビザによる入国は 12 月 2 日の投票日の約 2 週間前の 11 月 19 日）。

正規の監視員でなくとも、開票の立ち会いなど一部の活動を除けば、監視活動は可能。

図 1 国家会議下院の会派別議席数



注：共はロシア連邦共産党、農はロシア農業党・農業議員・農工議員、祖は「祖国」、公は「公正ロシア」、自派ロシア自由民主党を示す。その他の少数会派は会派名を省略した。左端の数字は無所属。

表 1 歴代のロシア連邦大統領

任期	大統領名	投票日	投票率 (%)	得票率 (%)
1991.7.10～1999.12.31	エリツィン	1991.6.12	74.66	57.30
		1996.6.16	69.67	35.28
		1996.7.3（再投票）	68.79	53.83
1999.12.31～2000.5.7（代行）	プーチン政府議長			
2000.5.7～2008.5.7	プーチン	2000.3.26	68.74	52.94
		2004.3.14	64.39	71.31
2008.5.7～	メドヴェージェフ	2008.3.2	69.81	70.28